



第17回高齢者大集会

とき 9月15日 ところ 川崎市体育館
 今年も四千人を超す高齢者全国大会が川崎市で開催され、
 当退職者厚生会からは約40人が参加しました。「敬老の日」も
 名ばかりとなった現在ですが、この会場では、たくましく、楽
 しい一日でした。 カメラレポート四頁をご覧ください。

神奈川県職労退職者 厚生会報

No. 8



時代の先取りを目指して

(現在検討中です。みなさんのご意見を！)

○退職後では遅すぎる人が多い
 在職中には退職時や退職後のことなど
 考えたくないものだ。未知への不安と淋
 しさ、そして人生のむなしさなどの感情
 が複雑に入り交じる。取り越し苦労と思
 い乍らも、老後の避けて通れない、いわ

退職後の体験と見聞から

ゆる健康、経済、家庭問題などの3Kの
 かかわりがのしかかる。
 十年前前退職した頃の人達は、退職後
 は共済年金と退職金などで何んとかやっ
 ていけるとの思いがあった。そして十年
 経ってみてどうなっていたのであろう
 か。退職してからの体験や見聞したもの
 (次頁へつづく)

高齢在職者(若し)を準会員に!!

退職後では準備が遅すぎる?!

(体験伝達研修・疾病保険準備)

— 県職労中高年部と協力 —

謹賀新年

本当に役に立つ
 退職者会にしたい。

この会報は、現役の中高年職員の方々にも役立つよう編集しております。在職中から退職後に備えて物心にわたる準備をしておきましょう。
 — 県職労は退職後も退職者厚生会と協力して皆さんのお手伝いをさせていた
 だきます。

は何か？

○退職後の生活は予測がつかない。

——とくに健康は——

最も直撃してくるのが健康の問題である。病気とは字の如く気のゆるみからくるのである。積年の疲れや老化現象が成人病を誘発するのである。退職者の殆んどの人が、軽・重病の差はあれ、病気に悩む。とくに最近退職される人は、その青少年の育ち盛りが敗戦前後の食糧難時代に直面したこともあり、健康には一・倍注意が必要で、在職中の厚生とその継続がその後の生涯を支配する。体験者の教訓も無視出来ない。

それと忘れてはならないのは、健康は本人だけでなく配偶者も共に生命共同体として夫婦相愛して老後も共に長命であって欲しいし、このためには在職中からの実践行動の大切さを体験者は示唆する。

一般的に退職者を見ると、65才未満で罹病率は40～50%、65才以上で60～70%に達しているとみてよい。

○退職しての楽しみは？

暗い面ばかりではない。退職して悠々までとはいかなくても、自適の生活に入れば、時間に束縛されることもなく、心掛け次第で、健康快適生活をエンジョイできる。このためには孤独にならず、何かしかの集まりや退職者会でも、趣味の会でもよい。何等かの社会生活へ参加する必要がある。老人ボケを孤独情弊不足病と呼ぶ人もいる。家に閉じこもると心身ともボケになりやすい。二用心(用心)。

これらの前提となる経済力の予測を調べておく必要がある。共済年金額、実質的退職金手取高(税金や住居ローン等差引残高)とその活用方法などである。

○これからの予測を超える

社会情勢の変化

共済年金の行方

昭和70年度へ向けての総ての公的年金の一元化の動きが加速されようとしている。



9. 14 地公労高齢者集会

毎年9月中旬東京一ツ橋教育会館で開催される地公労高齢者集会は、その名のとおり、かつて地方公務員であった自治労、日教組、都市交、全水道、日高教、都労連傘下の退職者集合で、全国から代表650名が参集し、政府関係官庁、各政党へ要請行動と交渉、請願などを行っている。

午後の集会では、交渉、報告や決議などが採択される。「黙っているではよくならない」今更乍ら一票の大切を感じるとこの日である。当会から3名参加。

すでに第一段階として国鉄職員共済年金制度の財政破綻を救済するため、国家公務員関係の共済年金会計へ吸収統合(このため約二カ年間にわたり国鉄共済年金受給者は年金額が一割カットされている)に引続き、第二段階として昨61年4月、国庫助成金削減、官民較差是正等の名目の下に厚生年金制度並に近づけるということ、地方職員共済年金制度の改正によって、約半数近い該当者が年金額再調整計算によって年金額が凍結(足踏)措置がとられた。

これは旧国鉄職員共済年金が先の国家公務員共済年金との統合によって、年金財源が賸えなくなったため、そして終着駅として昭和70年度に厚生年金を含む、すべての官民公的年金を総合的に統合しようというのが政府の大方針である。

このことは、従来厚生年金に比べて制度上の差異から比較的有利であり、かつまた先般の地方職員共済年金の改正でも、全国的な退職者会の反撥もあり、当初に比して可成り有利な改正に押し止めることが出来たが、最終段階では、受給高齢者増加と負担若年層の減少という名目の下で、どれだけ公的年金額の引き下げに反対できるかという正念場を迎えることになる。公的年金だけでは生活がしにくい時代の到来に対し、不公平な上厚下薄(厚下薄云)百万円未満(約七千万円)な公的年金制度にも厳しくメスを入れるような姿勢が求められている。

○退職してみてもわかる

在職時代の特典

健康保険証を持参すれば、医者にかかっても本人負担0の時代は昔話になった。退職後は非常勤として再就職した場合には政府管掌保険、再就職しない場合には、共済組合の任意継続組合員(六十才まで乃至、退職後二ヶ年間)になるが、その後は国民健康保険の退職者医療制度に加入(七十才まで)が一般的である。

神奈川県高齢者、退職者の会

第15回定期総会

とき 11月28日(当会2名参加)
 ところ 横浜市磯子区労働総合センター
 この会は県内の高齢者・退職者の会等で組織され団体、及び個人加入ができる。
 加入団体 自治労、電通、相鉄など23団体5000人加入
 活動内容 全国関係高退集会参加、対県交渉など幅広い活動を展開中。

(注) 本会々長ほか数多くの退職者会の要職にあった河村宏弥氏が急逝された。氏は東大法卒半人入徳と反骨気質の人、長く横浜市従委員長のほか、横浜市総務局理事など歴任された。謹んで冥福を祈る。



☆ 第20回神奈川県高齢者集會 ☆

とき 11月14日 10.00~14.00
 ところ 横浜保土ヶ谷公会堂
 充実した内容と楽しいコンサートに講演会
 司会 平山恵美子 (以下敬称略)
 基調報告 原祥、諸星議長
 来賓挨拶 富森県副知事、横浜市勤労福祉部長
 政党決意表明 社会党、公明党、共産党各代表
 活動報告 日本飛行機杉田支部、水友会など5団体
 記念コンサート
 明神台リリーコール合唱団
 指揮と独唱 小栗純一、ピアノ 矢野令子
 記念講演 コラムニスト 青木雨彦
 協力団体 県、市町村及び議会
 (注) 当会から3名参加した。

(二頁からつづく)

ここで取り上げたいのは、退職すると任意継続の場合で見ると、在職中は労使折半で掛金を約半額負担していたものが、金額本人負担となる。つまり在職中本人負担が、給料月額千分の四三・七五が、任意継続では千分の八五・五と金額本人負担となるほか、附加給付も少なくなるなど医療費が増加する。さらに国保ならば条件が悪くなるのは周知のとおりで、医療費に限らず在職中の特典を今更乍ら手厚く感じるのである。

このほか、退職してみても淋しいのはと聞けば、ボーナスが無いこと、名刺を持ってなくなったこと、の答えが一番多く返ってくる。

○不時の出費への悩み、

前述の健康保険も本人負担増だけでなく、この公的保険負担以外の増加↓いわゆるお世話料などの入院負担、差額ベッド料も一日二万円とるところも多くなった。

また年をとると、友人、親類も老境に入る人が多く、見舞は勿論死亡の時の香典等、月に何件にもなると、自分の小使が素飛ぶことがザラである。また経済力がないと子供や孫にも相手にされない、セチ辛い老後でもある。

こんなことを予期して五五才位までに在職中から医療費給付生命保険にでも加入しておくかないと、これ以後はこの種の生保で加入できるのは皆無に近い。退職してからでは遅いことが余にも多いの

である。(七頁生命共済参照)

高齢在職者準会員制度と退職者による体験伝達研修の実施

前述のように、退職後の生活実態は退職を経験したものでなくては分からないことが多い。

「ころばぬ先の杖」の諺のとおり高齢在職者のうち、希望者を準会員として登録入会していただき、退職者による体験・反省伝達研修を実施してみることに、退職者会の義務のように感じるのである。

このため、退職者厚生会幹事会にも問題を提起し、協議、検討中であるが、大勢は是認の方向にある。

今後はより具体的に、例えば研修にしても、昨年より県が実施している、高齢者に対する研修、いわゆる「ライフプランセミナー」とは重複しないようなもの、つまり、退職者による、体験を通じての反省、失敗談など、いわゆる専門講師ではなく、平凡な一退職者による日常の出来事を中心に、健康、経済(財テク)、退職金の使途……)家庭(孤独、子供との関係)、退職後の勤務、複利厚生、などを扱ってみたいと考える。

県職労中高年と共催乃至協力で実施し、組合活動の一助になれば幸である。私たちはさらに内容をつめて、会の規約改正等も検討し、次の総会に諮りたいと考える。(文責、副代表幹事 見玉)



カメラ
レポート

(カメラ取材K&O)

1987年 第17回高齢者大集会

知恵と経験が生かされる
自由で平和な社会へ
手をつなごう、世代をむすんで

- ◎全国最大規模を誇るこの大集会は毎年9月15日東京都千駄ヶ谷の体育館で、全国から一万人集めて開かれているが、改装中のため、昨年と本年は川崎市体育館で開催された。
- ◎主催は、健康で安心できる高齢期をつくる大行動実行委員会で、構成団体は、全国高退連、全国老地連、総評、中立労連など20団体からなっている。
- ◎アトラクションもあり、気軽に参加できるたのしい大集会である。

会場、川崎市体育館前には各団体受付のテント群立



総合同会はNHK「お達者くらぶ」の飯窪長彦アナウンサーと美人講師神田陽子コンビで始まった。

9・15高齢者大集会



↑全国高退連、全国老地連、の老人パワーを発揮した寸劇「私たちの運動報告」で会場は盛り上がった。



大会には当会から約40人参加し一角↑に陣取る。この中にはご夫婦で参加2組とお孫さんを連れた女子会員も。



↑最後に集会アピールは女優高森和子さんの朗読に誓いを新たにした。



↑「お楽しみビックステージ」は金沢明子さんの民謡と演歌6曲で幕を開ける。



司会者から早変わりして↑講談一席、男性は講談はうわの空、美人を見つめて満足げである。



昭和六十二年度
第十四回定期総会
川崎市職員退職者会

他山の石
学 ぶ

川崎市職員退職者会

十四年の実績

会員千余人

退職者会を支えるもの

政令都市、人口百万人を超す市政を支える川崎市職員、総数は約一万四千人、このうち現業部門である交通と水道にそれぞれ従事す約一千二百人づつ、配置され、除く行政と清掃事業に従事する職員数は約一万二千人といわれる。

そしてこれら三大職場部門に属する退職者会についてみれば、交通、水道とも会員数はそれぞれ約百二十〜百三十人で残る最大の川崎市退職者会員数は約千百人の人員を擁する。この三つの退職者会とも川崎市労連会館に事務所をもち、労組委員長出身の伊藤市長と、市労組との積極的支援を得て活動をしている。

川崎市退職者会第14回定期総会で

去る九月十二日、川崎市職員退職者会第14回定期総会が東横線武蔵小杉駅前前の川崎市中小企業婦人会館で開催され、設

立以来満二年しか経過していない当会にも招待を受けたので列席させていた。また、他会に学ぶ機会を得た。

14時の総会に先立ち、13時30分から市民生局福祉部長・竹田宣太氏の「川崎市の高齢者対策について」の特別講演があり、総会に入ってから、出席会員約三百余名の盛況裡に「写真参照」来賓として伊藤市長を始め市労組委員長、自治労関係の中央、原本部の退職者会の代表のほか関係者多数列席し、支援組織の層の厚みがうかがわれた。

市退職者会の事業・予算
市受託事業・労組助成金など

昭和61年度決算報告によれば、総収入約四、六六〇千円、その主な内訳は会費一、六三五千円、市労組助成金一、〇〇〇千円、繰越金三、八三三千円、それに特別基金からの繰入金三、〇〇〇千円などとなっている。一方支出は、総会費一、六一四千円を始め、行動費八六七千円、通信費四一七千円、会議費二七九千円のはか、事業費四九〇千円と会の活動が活発化している様子がうかがわれる。事務所には事務局長と女子職員（アルバイト）が常駐している。

市受託事業（川崎市堤根余熱利用市民施設特別会計）

昭和57年、川崎市清掃局ゴミ焼却場が堤根に完成し、その余熱利用市民施設（温水プール、老人休養施設等）併設に際し、市からこの運営管理の委託を受け、満五ヶ年経過している。こゝでは市出向職員四人の指導を得て、退職者七人のほかアルバイト五人が雇用の機会を得ている。

事業も順調で、年々盛況を呈しこの間利用者も百万人を突破し、昭和61年度特別会計決算報告によれば、収入の部においては、総収入二、八、〇六六千円、その主なもの、委託料収入一九、五六〇千円、販売手数料四、九四五千円、負担金収入三、〇七千円のはか、前期剰余金も三、一六七千円の多きに及ぶ。

一方、支出の部では、給料手当一五、三八四千円、賃金五、六九八千円、福利厚生費一、七八〇千円、事務費二五四千円などで当年剰余金も三、二四〇千円と前期並になっている。

これは大都市を持つ地方自治体の強味を生かしたものと見えよう。

いづれにしても、今後とも他退職者会に学ぶ機会も多くもち、当会の発展に役立てたいと思う。



表(一) 公的年金等に対する新課税制度

1. 所得区分 雑所得
2. 控除(現行の老年人年金特別控除、給与所得控除の適用廃止)
 - (1) 公的年金等控除
 - (定額控除+定率控除)
 - 実施は63年1月-
 - 最低120万円(65歳未満 60万円)
 - ①定額控除 80万円(65歳未満 40万円)
 - ②定率控除
 - ①の控除後 ~360万円 25%
 - ~720万円 15%
 - 720万円~ 5%
 - (2) 老年人控除-実施は63年1月-
 - (65歳以上)
 - 50万円(現行25万円)に引上げ
 - 合計所得金額1,000万円以下の者に適用
 - (3) 配偶者特別控除-実施は62年1月-新設
 - 16万5,000円(62年分は11万2,500円)
 - 合計所得金額800万円以下の者に適用
 - (4) 配偶者控除 33万円(現行のまま)
 - (5) 基礎控除 33万円(現行のまま)

表(二) 現行制度と新制度の非課税限度額比較



解説

年金課税制度はどう変わったか

今年(昭和63年2月の確定申告分)は配偶者特別控除適用のほかは現行制度のまま

「給与所得」↓「雑所得」扱いに
 表(一)は公的年金制度に関する新課税制度である。現行制度と異なる第一点は、所得区分が現行制度では、「給与所得であったものが、「雑所得」扱いになった点である。

第二点は、老年人年金特別控除(六十五歳以上、七十八万円)が廃止された。第三点は、両控除の廃止に伴って「公的年金等控除」が新設された。同控除は定額控除(六十五歳以上八十万円、六十五歳未満四十万円)と定率控除(収入額に比例して表(一)のようになっている)に

わけられる。同控除には最低保障額があつて、両控除合わせて六十五歳以上で百二十万円、六十五歳未満で六十万円まで控除される。同控除の新設によって税額の計算は、給与所得控除による計算よりは、かなり簡素化された。第四点は「すべての所得を通じて認められる控除」として、老年人控除(六十五歳以上、現行二十五万円)があるが、新制度では六十二年一月から倍の五十万円に引上げられる(合計所得金額一千万円以下の人に適用)。

税金の軽減額は二万円たらず
 表(二)は、六十五歳以上夫婦の場合の現行制度、新制度上の非課税限度額を比較したものである。

編集・発行者
 県職労本部内
 退職者厚生会
 発行人 秦謙治郎
 発行日 63.1.1
 No. 8
 横浜市中央区本町4~7
 TEL 045-212-3179(直通)
 045-201-1111
 (内線7953)